

企画競争公告

次のとおり企画競争に付します。

令和7年9月29日

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
理事長 久間和生
(押印省略)

1 競争に付する事項

- (1) 件 名 農業・食品分野における GHG 削減・吸収技術に関わる国際標準化「小課題2 土壌炭素貯留技術（バイオ炭）のTSC化と方法論策定」のうち「タイにおけるバイオ炭によるクレジット創出現地実証」に係る調査
- (2) 仕様等 詳細は応募要領による
- (3) 履行期間 契約締結日～令和8年3月31日

2. 競争参加資格

応募するためには、委託調査の内容を適切に実施する能力を有する機関（国、地方公共団体、国立研究開発法人、独立行政法人、大学、財団法人、社団法人、民間企業等の法人格を有する機関に限ります。）で、次の①～⑩のすべてを満たしていることが必要です。

なお、提案の際には、会社案内、定款、寄付行為、決算報告書等、資格を判断できる書類を添付して下さい。

- ① 契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第8条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- ② 実施規則第9条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和7・8・9年度国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の競争参加資格における「役務の提供等（調査・研究）」の区分において資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと）。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者については、同等の資格を有する者とみなします。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者（上記③の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤ 農研機構における物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則又は農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 当該委託調査に関連する調査の実績を有し、かつ、目標の達成及び計画の遂行に必要な体制、人員、設備等を有すること。
- ⑦ 委託調査を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること。
- ⑧ 委託契約の締結に当たっては、農研機構が提示する委託契約書に合意すること。

- ⑨ 農研機構が提示する仕様等の情報提供依頼に対して、必要な内容を書面により回答することが出来る者であること。
- ⑩ 公的研究費の不正使用等防止に係る「誓約書」を提出した者であること。

3 企画競争手続き等

- (1) 契約条項を示す場所、応募要領の問い合わせ先
〒305-8517 茨城県つくば市観音台 3-1-1
農研機構本部企画戦略本部経営企画部外部資金課
電話：029-838-6922 ファクシミリ：029-838-6768
メール：sh-NARO-MAFFpro@naro.go.jp
- (2) 応募要領の交付期間、場所及び方法
公告日から令和7年10月29日（水）までの土曜日、日曜日、休日を除く毎日午前9時から午後4時まで上記3(1)の場所において交付、又はメールによる送付による。
- (3) 提案書等の提出期間、場所及び方法
公告日から令和7年10月30日（木）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後5時まで、上記3(1)に1部持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）すること。
※提案書については、併せて電子ファイルをメールにて提出すること。
- (4) 契約相手方の決定方法
農研機構に設置する審査委員会において企画提案書を審査し、最も優秀な企画提案を行った1者を契約候補者とし、当機構に設置する随意契約審査委員会の審査において承認された者を契約予定者とする。

4 応募手続き

- (1) 応募者
農研機構と委託契約を締結できる機関の長（応募書類には押印が必要です。）
- (2) 必要書類（※⑥～⑩は、国・地方公共団体は必要ありません。）
 - ① 参加申込書（応募要領の別添1）
 - ② 提案書（応募要領の別添2）
 - ③ 実施項目と見積書（積算内訳）（応募要領の別添3）
 - ④ 応募に関する補足資料（任意）
 - ⑤ 応募受付通知用はがき（応募要領の別添4「チェックシート」参照）
 - ⑥ 資格審査結果通知書（写）
 - ⑦ 会社案内（パンフレット等）
 - ⑧ 定款
 - ⑨ 寄付行為
 - ⑩ 決算報告書
 - ⑪ その他資格を判断できる書類
 - ⑫ 公的研究費の不正使用等防止に係る「誓約書」

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
免除。

(3) 企画提案書等の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、虚偽の企画提案書等を提出した者、求められる義務を履行しなかった者、その他企画競争に関する条件に違反した者の提出した企画提案書等は無効とする。

なお、競争参加資格確認通知を受けた者であっても、審査の時ににおいて物品の購入契約に及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他開札の時ににおいて上記2に掲げる資格のない者のした応募は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 手続きにおける交渉の有無

無。

(6) 詳細は応募要領による。

お知らせ

国立研究開発法人が行う契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、国立研究開発法人と一定の関係を有する法人与契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、農研機構との関係に係る情報を農研機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 農研機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 農研機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 農研機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び農研機構における最終職名

② 農研機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時時点で在職している農研機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び農研機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び農研機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）